



中央新幹線阿島北高架橋ほか新設工事に係る報告書に対する助言をJR東海に通知しました

リニア中央新幹線に係る報告書に対する県の助言を、令和6年10月29日付けて東海旅客鉄道株式会社(JR東海)に通知しました。

報告書の概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽俊介
報告書の名称	中央新幹線阿島北高架橋ほか新設工事における環境保全について
工事概要	高架橋 約900m、トンネル掘削工 約170m、工事施工ヤード整備工 面積約11ha

※報告書については、JR東海のホームページにおいてご覧いただけます。

<https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/nagano/plan.html>

県の助言の内容

別紙のとおり

【参考】

○報告書とは

JR 東海が、リニア中央新幹線建設工事に係る具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化したものであり、その内容について工事説明会で地元の皆様に対して説明するとともに、関係自治体に送付、公表したものです。

本報告書は、阿島北高架橋ほか新設工事における環境保全について取りまとめられたものです。

○県の助言とは

報告書に対して、県では専門家等の意見を聴きながら、事業の実施に伴う環境への影響が最大限回避・低減されるよう、環境保全の見地から助言を行っています。



(問合せ先)

担当 環境政策課環境審査係 塩入、伊東

電話 026-235-7163(直通)

026-232-0111(代表)内線 2782

FAX 026-235-7491

e-mail kankyo@pref.nagano.lg.jp

「中央新幹線阿島北高架橋ほか新設工事における環境保全について」 に対する助言

1 全般

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 工事の実施に当たっては、関係機関や地域住民等との連絡、調整及び協議を丁寧に行うとともに、環境保全措置の実施状況等について、定期的な確認と積極的な公表を行うこと。

2 水環境

- (1) 工事排水の放流箇所は河川下流側のみではなく、上流側においても同時に水質の調査を行い、工事による河川の水質への影響を的確に把握すること。また、壬生沢川から取水している飲井及び蒔坪井においても、水質調査を行うこと。
- (2) 壬生沢川、井水及び工事の対象範囲周辺における地下水の利水状況を適切に把握した上で、それらの水資源の利用者に対して、工事の実施により想定される水資源への影響の程度や環境保全措置の内容を丁寧に説明すること。
また、影響が生じた場合の対策について事前に検討し、関係機関や利用者と共有するとともに、工事中に影響が考えられるときは、追加の環境保全措置を行うこと。
- (3) 工事による濁水が周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。また、工事排水の放流に当たっては、漁業権者である下伊那漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。
- (4) 壬生沢川における工事排水の放流箇所と、井水の取水口との位置関係を「中央新幹線阿島北高架橋ほか新設工事における環境保全について」において図示すること。

3 土壌汚染

トンネル掘削に伴う要対策土が発生した場合は、対応方針について関係機関と十分に協議するとともに、地域住民へ丁寧に説明すること。

4 植物

ミスミソウの移植地においては、周囲の樹木が茂っていない春季と、群落が最もうっ閉している時季の少なくとも年2回は光環境を測定すること。また、周辺の競合植物の伐採等、生育環境の維持管理を行うこと。

5 日照阻害、電波障害

工事施工ヤードや完成後の構造物が住居等に近接していることから、生活環境への影響を最大限低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、その効果をより具体的に示すこと。また、工事中においても、影響が考えられるときは、対策を関係機関と共有し、追加の環境保全措置を行うこと。

6 景観

完成後の構造物の景観への影響について、工事箇所に隣接する居住地为視点場としたフォトモンタージュの作成等により具体的に示すとともに、地域住民に丁寧に説明すること。

7 その他

- (1) 工事用車両の運行ルートでは、特産物である市田柿等の果樹栽培が盛んであることから、工事用車両の運行に伴う粉じんによる影響が生じないように十分配慮すること。
- (2) 伊那山地トンネル坑口付近の法面は、近年の豪雨により崩壊等が生じていることから、周辺の地形及び地質の状況を踏まえ、排水管理を含めた適切な工事計画とすること。
- (3) 工事用車両の運行については、周辺に飯田養護学校、小中学校等が存在することや、生活道路が使用されることから、歩行者や一般車両の安全が確保されるよう、学校関係者や地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を積極的に講じること。